# 【財政金融委員会】

# (1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件、衆議院議員提出 4件の合計13件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願33種類430件は、いずれも保留とした。

# 〔法律案の審査〕

平成14年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は、平成14年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等について、税負担の軽減措置を講じようとするものであり、例年どおり衆議院財務金融委員長により提出され、全会一致で可決された。

平成15年度における公債の発行の特例に関する法律案は、平成15年度における公債発行に関する特例措置を定めようとするものである。

所得税法等の一部を改正する法律案は、研究開発減税・設備投資減税の集中と重点化、 相続税・贈与税の一体化及び税率の引下げ、配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乗せ される部分の廃止、消費税の事業者免税点制度等の適用上限の引下げ、酒税及びたばこ税 の見直し、その他、所要の措置を一体として講じようとするものである。

委員会においては、以上2法律案は一括して審議され、プライマリー・バランスの黒字 化の見通し、大量の国債消化の見通しと今後の対応、抜本的な税制改革の目指す方向、事 業者免税点制度の適用上限の引下げの影響等について質疑が行われた。

質疑終局の後、所得税法等改正案に対し、民主党・新緑風会から、消費税総額表示の義務規定並びに酒税及びたばこ税の増税規定を削除すること等を内容とする修正案が提出された。これに伴い、国会法第57条の3の規定に基づき、内閣の意見を聴取したところ、修正案に反対である旨の意見が開陳された。討論の後、修正案は否決され、両法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

なお、所得税法等改正案に対し、4項目の附帯決議が付された。

関税定率法等の一部を改正する法律案は、特恵関税制度等の改正を行うとともに、育成 者権を侵害する物品の輸入禁制品への追加等、所要の措置を講じようとするものである。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際開発協会の増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に対して授権する規定を追加しようとするものである。

委員会においては、以上2法律案は一括して審議され、知的財産権侵害物品等の水際取締体制を強化する必要性、牛肉に係る関税の緊急措置発動の見通しと国民生活への影響、 国際開発協会の無償資金供与に対する政府の認識等について質疑が行われた。

質疑を終局し、討論の後、両法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決された。 なお、関税定率法等改正案に対し、4項目の附帯決議が付された。

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案は、酒類 小売業に係る免許に関する規制緩和の進展等に伴う酒類業をめぐる環境の変化を踏まえ、

財政金融

酒類販売業等の免許の要件を追加するとともに、酒類小売業者は酒類販売管理者を選任しなければならないこととする等、所要の措置を講じようとするものである。

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案は、第154回国会に衆議院議員より提出され、同国会及び第155回国会で衆議院において継続審議となっていたものである。その内容は、緊急の措置として、緊急調整地域における酒類小売業免許の付与を制限し、酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置等を講じるとともに、国税局長等による公正取引委員会への措置請求の規定を設ける等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、以上2法律案は一括して審議され、未成年者飲酒防止のための酒類 販売管理の必要性、緊急調整地域を指定するに当たっての運用の在り方、酒類小売業者へ の支援措置の内容等について質疑が行われた。

質疑終局の後、両法律案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決された。

なお、酒類小売業者経営改善緊急措置法案に対し、2項目の附帯決議が付された。

保険業法の一部を改正する法律案 (閣法第104号) は、保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険契約者保護のための資金援助制度の整備を行うとともに、保険会社の経営手段の多様化等を図るため、保険相互会社への委員会等設置会社制度の導入、保険会社の業務範囲の見直し等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、生命保険業界の現状と将来の展望、生命保険契約者保護機構に対す る政府補助を行う際の考え方、生命保険の予定利率引き下げ問題等について質疑が行われ た。

質疑を終局し、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。

証券取引法等の一部を改正する法律案は、証券市場の構造改革を促進する必要性にかんがみ、証券仲介業制度を創設するとともに、証券会社等についても主要株主に関する制度の整備を行うほか、証券取引所等について持株会社制度及び外国の取引参加者が国内に支店を設けることなく取引所取引に参加できる制度の整備を行う等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、証券仲介業制度の導入が証券市場の活性化に及ぼす効果、証券取引 所等の提携・再編の可能性、証券市場の公正性及び透明性確保に向けた監視体制の強化の 必要性等について質疑が行われたほか、参考人から意見聴取を行った。

質疑を終局し、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。

公認会計士法の一部を改正する法律案は、証券市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、公認会計士監査の充実及び強化を図るため、公認会計士及び監査法人の独立性の強化、公認会計士試験制度の見直し等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、公認会計士の使命規定に「会社等の公正な事業活動」を盛り込むことの是非、継続的監査に関する制限期間の妥当性、法改正が中小監査法人に与える影響等について質疑が行われたほか、参考人から意見聴取を行った。

質疑終局の後、民主党・新緑風会から、公認会計士の使命に関する規定から「会社等の公正な事業活動」の文言を削除すること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。

保険業法の一部を改正する法律案(閣法第119号)は、保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、保険契約者等の保護の観点から、契約条件の変更を可能とする手続等の整備を行おうとするものである。

委員会においては、予定利率引下げという破綻予防措置が必要な理由、保険業の継続が 困難となる蓋然性の判断基準、予定利率引下げに対する国民的認知や情報開示の必要性、 金融庁局長(当時)と東京海上副社長との会談記録等について質疑が行われた。また、参 考人からの意見聴取を行い、公聴会を開催したほか、小泉内閣総理大臣に対する質疑を行っ た。

質疑を終局し、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案は、銀行等をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、銀行等の株式保有制限の実施の延期、売却時拠出金制度の廃止、事業会社からの株式の買取価額制限の緩和及び銀行等保有株式取得機構の存続期限の延期等の措置を講じようとするものであり、衆議院議員により提出されたものである。

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案は、貸金業において無登録営業、異常な高金利による貸付け、 悪質な取立て等の違法行為が多発し、その被害が深刻化している現状にかんがみ、貸金業の登録要件の強化、取立て及び広告等に関する規制の強化、貸金業務取扱主任者の制度の 創設、違法な高金利契約の無効化、罰則の強化等の措置を講じようとするものであり、衆 議院財務金融委員長により提出されたものである。

委員会においては、以上2法律案は一括して審議され、売却時拠出金の廃止により国民 負担が拡大するおそれ、機構の株式取得と日銀の株式買入の関係、ヤミ金融根絶に向けた 関係当局の連携強化の必要性、金融機関から暴力団等への資金供給を絶つための具体的方 策等について質疑が行われた。

質疑を終局し、銀行等株式保有制限法改正案に対する討論の後、同法律案は多数をもって原案どおり可決された。また、貸金業規制法等改正案は全会一致をもって原案どおり可決された。

なお、貸金業規制法等改正案に対し、2項目の附帯決議が付された。

#### [国政調査等]

- 3月18日、財政政策等の基本施策について塩川財務大臣より、金融行政について竹中金融担当大臣より、それぞれ所信を聴取した。
- 3月20日、塩川財務大臣及び竹中金融担当大臣の所信に対する質疑を行い、政府や与党による資本市場対策の有効性、株価下落がもたらす金融機関や年金運用への影響、イラク攻撃の日本経済への影響とこれに対する政府の取組、不良債権比率を不良債権処理の政策目標とすることの是非等について議論が交わされた。
- 3月26日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度金融庁及び財務省関係予算等を審査 し、財務省所管予算の執行の効率性、在外公館における派遣員及び専門調査員の予算上の 位置付けと定員内職員との関係、医療費関係の予算要求に対する財務省の査定状況、大臣 の海外出張におけるチャーター機の利用の在り方、金融庁によるオフサイト・モニタリン グシステムの導入に伴う効果、中小企業の借入金に対する経営者の個人保証問題とその改

善策、日本政策投資銀行による企業再建ファンド等への出資に係る情報開示の必要性、不良債権問題の解決の進捗状況、経済財政政策担当大臣と金融担当大臣の兼務に対する大臣の認識、ODA大綱の見直しに至った背景等について質疑を行った。

4月17日、「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」について、金融審議会部会報告に金融アセスメント法の趣旨が盛り込まれた経緯、公的金融機関による無担保融資の積極化の必要性、リレーションシップバンキング機能を踏まえた地域金融機関の経営の在り方、地域金融機関の不良債権処理の基準、コミュニティ・クレジットの普及を図る必要性等について質疑を行った。その後、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告(平成14年12月6日提出)について、福井日本銀行総裁より説明を聴取した。

4月22日、上記報告について、日銀がインフレターゲティング導入に慎重な理由、平成 10年の日銀法改正に対する評価、政府紙幣の発行に関する日銀の見解、ゼロ金利状況下で の量的緩和策の効果、為替レートについての日銀総裁の見解等について質疑を行った。

5月22日、竹中金融担当大臣より、金融危機に対応するための措置の必要性の認定に関する報告(5月20日提出)について説明を聴取した後、りそな銀行のガバナンスについて金融庁の監視を強化する必要性、りそな銀行への公的資金注入が決定されるまでの経緯、過去の公的資金の注入に関する行政の責任、減資による株主責任の明確化の必要性、公的資金注入行からの今後の具体的な資金回収方法等について質疑を行った。

6月13日、りそな銀行について、参考人に対し、りそな銀行の監査に対する金融庁からの圧力の有無、りそな銀行による公的資金返済の見通し、りそな銀行が多額の繰延税金資産を積み上げるに至った理由、大和銀行やあさひ銀行等がりそなHDとして統合を行った目的、朝日監査法人がりそな銀行の監査担当から外れた経緯等について質疑を行った。

7月24日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告**(6月6日提出)について、福井日本銀行総裁より説明を聴取した後、デフレ克服にむけた日銀の確信と展望、長期金利の上昇の要因と影響、ゼロ金利政策の継続が日本経済に与える影響、大手行の自己資本の現状、日銀の業務範囲と資産担保証券の市場育成に取り組む理由等について質疑を行った。

# (2) 委員会経過

# 〇平成15年2月13日(木)(第1回)

- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ○財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- ○平成14年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例 に関する法律案(衆第1号)(衆議院提出)について提出者衆議院財務金融委員長小 坂憲次君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第1号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無 反対会派 なし

# 〇平成15年3月18日(火)(第2回)

- ○財政政策等の基本施策に関する件について塩川財務大臣から所信を聴いた。
- ○金融行政に関する件について竹中金融担当大臣から所信を聴いた。

# 〇平成15年3月20日(木)(第3回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- o参考人の出席を求めることを決定した。
- ○財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について塩川財務大臣、竹中国務大臣、中馬国土交通副大臣、伊藤内閣府副大臣、渡辺厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。
- ○平成15年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付) 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上両案について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

# 〇平成15年3月25日(火)(第4回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成15年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付) 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上両案について竹中国務大臣、塩川財務大臣、小林財務副大臣、中馬国土交通副 大臣、政府参考人、参考人日本政策投資銀行総裁小村武君及び日本銀行総裁福井俊 彦君に対し質疑を行った。

## 〇平成15年3月26日(水)(第5回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成15年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付) 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)

以上両案について竹中国務大臣、塩川財務大臣、小林財務副大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第2号) 賛成会派 自保、公明

反对会派 民主、共産、国連、無

(閣法第9号) 賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、無

なお、所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)について 附帯決議を行った。

○関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号) (衆議院送付)

以上両案について塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年度一般会計予算(衆議院送付)

平成15年度特別会計予算(衆議院送付)

平成15年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(金融庁)、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行)について塩川財務大臣及び竹中金融担当大臣から説明を聴いた後、塩川財務大臣、竹中金融担当大臣、小林財務副大臣、伊藤内閣府副大臣、新藤外務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

# 〇平成15年3月27日(木)(第6回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号) (衆議院送付)

以上両案について塩川財務大臣、小林財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、 討論の後、いずれも可決した。

(閣法第22号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、無

反対会派 共産

(閣法第23号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、無

反対会派 共産

なお、関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

#### 〇平成15年4月17日(木)(第7回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」に関する件について竹中金融 担当大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人中央大学総合政策学部教授堀内 昭義君に対し質疑を行った。
- ○日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する 件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君から説明を聴いた。

○ 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法 第76号)(衆議院送付)について塩川財務大臣から趣旨説明を聴き、

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案(第154回国会衆第45号)(衆議院 提出)について発議者衆議院議員谷津義男君から趣旨説明を、衆議院における修正部 分について修正案提出者衆議院議員七条明君から説明を聴いた。

# 〇平成15年4月22日(火)(第8回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法 第76号)(衆議院送付)

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案(第154回国会衆第45号)(衆議院 提出)

以上両案について発議者衆議院議員谷津義男君、同滝実君、同赤羽一嘉君、同佐藤剛男君、修正案提出者衆議院議員七条明君、同江﨑洋一郎君、塩川財務大臣、小林財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第76号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無 反対会派 なし

(第154回国会衆第45号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無 反対会派 なし

なお、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案(第154回国会衆第45号) (衆議院提出)について附帯決議を行った。

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する 件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行副総裁武藤敏郎君、同銀行理事白 川方明君及び同銀行副総裁岩田一政君に対し質疑を行った。
- ○保険業法の一部を改正する法律案(閣法第104号)(衆議院送付)について竹中金融担 当大臣から趣旨説明を聴いた。

## 〇平成15年4月24日(木)(第9回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○保険業法の一部を改正する法律案(閣法第104号)(衆議院送付)について竹中金融担当大臣、塩川財務大臣、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第104号) 賛成会派 自保、民主、公明、無 反対会派 共産、国連

# 〇平成15年5月15日(木)(第10回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○証券取引法等の一部を改正する法律案(閣法第105号)(衆議院送付)について竹中金融担当大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

# 〇平成15年5月22日(木)(第11回)

- ○証券取引法等の一部を改正する法律案(閣法第105号)(衆議院送付)について参考人 日本証券業協会会長奥本英一朗君、株式会社東京証券取引所代表取締役社長土田正顕 君及び株式会社大阪証券取引所代表取締役社長異悟朗君に対し質疑を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○証券取引法等の一部を改正する法律案(閣法第105号)(衆議院送付)について竹中金融担当大臣、塩川財務大臣、伊藤内閣府副大臣、小林財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第105号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、無 反対会派 共産

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○金融危機に対応するための措置の必要性の認定に関する報告に関する件について竹中金融担当大臣から説明を聴いた後、りそな銀行に対する預金保険法第102条第1項第1号に基づく資本増強に関する件、ゼロ金利政策の影響に関する件等について竹中金融担当大臣、小林財務副大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。
- ○公認会計士法の一部を改正する法律案(閣法第106号)(衆議院送付)について竹中金融担当大臣から趣旨説明を聴いた。

## 〇平成15年5月27日(火)(第12回)

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○公認会計士法の一部を改正する法律案(閣法第106号)(衆議院送付)について参考人 日本公認会計士協会会長奥山章雄君、新日本製鐵株式会社取締役関哲夫君及び青山学 院大学経営学部教授八田進二君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

# 〇平成15年5月29日(木)(第13回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○公認会計士法の一部を改正する法律案(閣法第106号)(衆議院送付)について竹中国 務大臣、塩川財務大臣、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可 決した。

(閣法第106号) 賛成会派 自保、公明、共産、国連、無 反対会派 民主

## 〇平成15年6月13日(金)(第14回)

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- りそな銀行に関する件について参考人株式会社りそな銀行前頭取勝田泰久君、新日本 監査法人理事長竹山健二君及び朝日監査法人理事長岩本繁君に対し質疑を行った。

#### 〇平成15年6月26日(木)(第15回)

○保険業法の一部を改正する法律案(閣法第119号)(衆議院送付)について竹中金融担当大臣から趣旨説明を聴いた。

#### 〇平成15年7月1日(火)(第16回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○保険業法の一部を改正する法律案(閣法第119号)(衆議院送付)について竹中金融担当大臣、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- ○また、同法律案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出すること及び参考人の出席 を求めることを決定した。

# 〇平成15年7月3日(木)(第17回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○保険業法の一部を改正する法律案(閣法第119号)(衆議院送付)について竹中金融担当大臣、塩川財務大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行企画室審議役山口廣秀君に対し質疑を行った。

#### 〇平成15年7月8日(火)(第18回)

- ○保険業法の一部を改正する法律案(閣法第119号)(衆議院送付)について参考人社団 法人生命保険協会会長横山進一君、東京大学大学院法学政治学研究科教授山下友信君、 埼玉大学経済学部非常勤講師原早苗君及び株式会社格付投資情報センター格付本部シ ニアアナリスト植村信保君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○保険業法の一部を改正する法律案(閣法第119号)(衆議院送付)について竹中金融担 当大臣に対し質疑を行った。

#### 〇平成15年7月10日(木)(公聴会 第1回)

○保険業法の一部を改正する法律案(閣法第119号)(衆議院送付)について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

京都大学大学院法学研究科客員教授 村田 敏一君 日興シティグループ証券会社 株式調査部ディレクター 前川 弘之君 保険評論家

保険アナリスト 山野井 良民君

融資一体型変額保険被害者の会事務局長 田﨑 アイ子君

#### 〇平成15年7月10日(木)(第19回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○保険業法の一部を改正する法律案(閣法第119号)(衆議院送付)について竹中金融担当大臣、小林財務副大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人及び参考人金融庁前顧問森昭治君に対し質疑を行った。

## 〇平成15年7月15日(火)(第20回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○保険業法の一部を改正する法律案(閣法第119号)(衆議院送付)について小泉内閣総

理大臣、竹中金融担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

# 〇平成15年7月17日(木)(第21回)

○保険業法の一部を改正する法律案(閣法第119号)(衆議院送付)について討論の後、 可決した。

(閣法第119号) 賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、無

○銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第28号)(衆 議院提出)について発議者衆議院議員熊代昭彦君から趣旨説明を聴いた。

# 〇平成15年7月22日(火)(第22回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する 法律の一部を改正する法律案(衆第41号)(衆議院提出)について提出者衆議院財務 金融委員長小坂憲次君から趣旨説明を聴き、

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第28号)(衆議院提出)

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する 法律の一部を改正する法律案(衆第41号)(衆議院提出)

以上両案について発議者衆議院議員熊代昭彦君、同上田勇君、同江﨑洋一郎君、竹中金融担当大臣、塩川財務大臣、伊藤内閣府副大臣、政府参考人、参考人銀行等保有株式取得機構理事長三木繁光君及び日本銀行理事三谷隆博君に対し質疑を行った。

#### 〇平成15年7月24日(木)(第23回)

○銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第28号)(衆 議院提出)

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する 法律の一部を改正する法律案(衆第41号)(衆議院提出)

以上両案について発議者衆議院議員熊代昭彦君、同上田勇君、竹中金融担当大臣及 び伊藤内閣府副大臣に対し質疑を行った。

○銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第28号)(衆 議院提出)について討論の後、可決した。

(衆第28号) 賛成会派 自保、公明 反対会派 民主、共産、国連、無

○貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する 法律の一部を改正する法律案(衆第41号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第41号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、無 反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する 件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君から説明を聴いた後、竹中金融担当大臣、 塩川財務大臣、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行理事白川方明君及び同銀行理 事三谷隆博君に対し質疑を行った。
- ○請願第234号外429件を審査した。
- ○財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# (3) 成立議案の要旨・附帯決議

# 平成15年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第2号)

# 【要旨】

本法律案は、平成15年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 1 特例公債の発行等

- (1) 財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成15年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額(当初予算において30兆250億円)の範囲内で、特例公債を発行することができる。
- (2) (1)による特例公債の発行は、平成16年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成15年度所属の歳入とする。
- (3) 政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例 公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- (4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

## 2 施行期日

この法律は、平成15年4月1日から施行する。

# 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)

# 【要旨】

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、国税に関する制度全般にわたり所要の措置を一体として講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

# 1 法人関連税制

- (1) 研究開発減税として、現行の増加試験研究費の税額控除制度を3年延長した上で、この制度との選択制で、試験研究費総額の8%から10%の税額控除(3年間の措置として10%から12%)を認めるほか、中小企業に対しては試験研究費総額の12%(3年間の措置として15%)の税額控除を認める。
- (2) 設備投資減税として、平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間に、情報通信機器等(IT関連設備)の取得等をした場合に、50%の特別償却又は10%の税額控除を認める。
- (3) 中小企業等支援税制として、同族会社の留保金課税制度を自己資本比率が50%以下の中小法人に対しては、適用しない措置を講ずるほか、特定中小会社(ベンチャー企業)の特定株式を取得した場合に、その金額を同一年分の株式譲渡益から控除することができる措置を講ずる。

## 2 相続税・贈与税

(1) 平成15年1月1日から、現行の制度(暦年課税)との選択制で、20歳以上の子が65歳以上の親から受ける贈与について、累積で2,500万円まで非課税とした上で、非課

税額を超える部分について20%の贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する制度(相続時精算課税制度)を創設するとともに、3年間の措置として、親の年齢に関係なく非課税枠を3,500万円に拡大した住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の特例を設ける。

(2) 相続税について、最高税率を50%(現行70%)に引き下げるとともに、税率の刻み数を6段階(現行9段階)に簡素化する。また、贈与税(暦年課税)についても、相続税に準じて見直す。

## 3 金融・証券税制

上場株式等の配当、公募株式投資信託の収益分配金、上場株式等の譲渡益について、 15% (5年間は7%)の源泉徴収で納税が完了する仕組み(申告不要制度)を導入する とともに、公募株式投資信託の償還(解約)損と株式等譲渡益との通算を可能とする。

#### 4 住宅・土地税制

不動産の登記に係る登録免許税について、土地の登記に係る課税標準を3分の1に減額する措置を廃止した上で、各登記間の税率格差の是正を図るとともに、3年間の措置として税率を2分の1に軽減する。

# 5 所得課税

平成16年分の所得税から、配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乗せして適用される部分(最高38万円)を廃止する。

#### 6 消費税

平成16年4月1日以降開始される課税期間から、事業者免税点制度の適用上限を1,000万円(現行3,000万円)に、簡易課税制度の適用上限を5,000万円(現行2億円)にそれぞれ引き下げるとともに、平成16年4月1日から、消費者に対して商品等の価格をあらかじめ表示する場合に、消費税額を含めた価格を表示することを義務付ける。

# 7 酒税・たばこ税

酒税について、平成15年5月1日から、発泡酒、果実酒、合成清酒、甘味果実酒等の税率を引き上げるほか、たばこ税について、平成15年7月1日から、税率をたばこ1本当たり0.41円引き上げる。

#### 8 その他

- (1) 認定NPO法人について、みなし寄附金制度を導入する。
- (2) 天然ガス等に係る石油税の税率を引き上げるとともに、新たに石炭に課税する。また、電源開発促進税の税率を引き下げる。
- (3) 租税条約の規定に基づき条約相手国から情報の提供要請があった場合に、当該情報 提供のために税務当局が質問検査を行うことができる制度を創設する。
- (4) プログラム等準備金制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を行うとともに、揮発油及び地方道路税の税率の特例等期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限を延長するなど所要の措置を講ずる。

#### 9 施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成15年4月1日から施行する。 なお、本法律施行に伴う平成15年度の租税減収見込額は、約1兆5,423億円である。

# 【附带決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。
- 特定非営利活動法人に対する寄附金税制については、社会的に重要性を増している非営利活動を促進するという趣旨等にかんがみ、今後の検討に当たっても、その実態等を十分踏まえること。
- 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、 利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 急速に進展する経済取引の国際化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、 更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇 の改善、定員の確保を行うとともに、機構の充実、職場環境の整備及び事務に関する一 層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

右決議する。

# 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)

#### 【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、特恵関税制度等について所要の改正を行うとともに、育成者権を侵害する物品の輸入禁制品への追加等のため所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特恵関税制度の改正

開発途上国、特にLDC (後発開発途上国) への一層の支援を図る等の観点から、農水産品を中心とした特恵対象品目の拡大等を行う。

- 2 個別品目の関税率等の改正
  - (1) アルコール飲料の原料アルコール製造用のエチルアルコール等について、関税割当制度を廃止するとともに、基本関税率を無税とする。
  - (2) 加工再輸入減税制度の対象に革製履物の甲(足の甲部を覆う部分)を追加する。
- 3 暫定関税率等の適用期限の延長

平成15年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率、石油関係の関税の還付制度、農産品に係る特別緊急関税及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を1年延長する。

- 4 輸入禁制品の追加等
  - (1) 育成者権を侵害する物品を輸入禁制品に追加し、輸入差止申立て制度の対象とする。
  - (2) 特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品を輸入差止申立て制度の対象とするとともに、特許庁長官に意見照会することを求める制度の導入等関連規定を整備する。
- 5 通関の一層の効率化のための対応

- (1) 納付申告前の貨物の引取りを可能とする簡易申告制度に係る担保提供額の見直しを行う。
- (2) 新たな物流形態に対応するため、非居住者が税関手続を行う場合に、その事務処理を行うための税関事務管理人の規定を設けるとともに、税関が発する書類の送達に係る規定の整備を行う。
- 6 施行期日

この法律は、平成15年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成15年度一般会計の関税増収見込額は約1億円である。

# 【附带決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

- 一 関税暫定措置法の牛肉に係る関税の緊急措置の延長に関しては、平成13年9月のBS E発生以降牛肉消費が不安定に推移していることにかんがみ、その発動の影響に配慮すること。
- 一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。
- 一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

特に、港湾の24時間フルオープン化及び構造改革特区の進展に対応した、通関部門等の新たな勤務体制の移行に当たっては、その趣旨を十分に考慮した体制の実現に努めること。

右決議する。

# 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第23号)

#### 【要旨】

本法律案は、国際開発協会の増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に対して授権する規定を追加するものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 国際開発協会の第13次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、 今後3年間にわたって2,478億4,440万円の範囲内において、追加出資することができる。
- 2 この法律は、公布の日から施行する。

# 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第76号)

# 【要旨】

本法律案は、酒類小売業に係る免許に関する規制緩和の進展等に伴う酒類業をめぐる環境の変化を踏まえ、酒類販売業等の免許の要件を追加するとともに、酒類小売業者は酒類販売管理者を選任しなければならないこととする等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 酒税法の一部改正

税務署長が酒類販売業等の免許を与えないことができる要件として、免許の申請者が 未成年者飲酒禁止法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定 により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金刑に処せられ、その執 行を終わった日等から3年を経過するまでの者である場合を加える。

- 2 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正
  - (1) 財務大臣は、未成年者の飲酒防止に関する表示基準等の酒類の表示基準の遵守を確保するため、これに違反している酒類販売業者等に対し、個別に遵守命令を発することを可能とする。
  - (2) 酒類小売業者は、販売場ごとに、酒類の販売業務に従事する者のうちから酒類販売管理者を選任し、酒類小売業者又は酒類の販売業務に従事する使用人等に対し、酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するため必要な助言又は指導を行わせなければならないこととするほか、酒類販売管理者に対する研修、財務大臣がする酒類販売管理者の解任の勧告等の規定を設ける。
- 3 施行期日

この法律は、平成15年9月1日から施行する。

# 保険業法の一部を改正する法律案(閣法第104号)

# 【要旨】

本法律案は、最近における保険業を取り巻く経済社会情勢の変化に対応し、保険業に対する信頼性を維持するため、生命保険契約者保護のための資金援助制度の整備を行うとともに、保険会社の経営手段の多様化等を図るため、保険相互会社への委員会等設置会社制度の導入、保険会社の業務範囲の見直し等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 生命保険契約者保護のための資金援助制度の整備

生命保険会社が破綻した場合に生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関しては、平成15年3月末までの破綻に対応した政府補助の特例措置が設けられていたが、平成15年4月以降3年間の破綻に対応するため、改めて、政府補助の特例措置を整備する。

- 2 保険会社の経営手段の多様化のための措置等
  - (1) 委員会等設置相互会社制度等の導入

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の規定を準用すること等により、相互会社が委員会等設置相互会社制度又は重要財産委員会制度を選択することを

可能とする。

(2) 相互会社の株式会社化に関する制度の整備

相互会社から株式会社への組織変更に関する規定を見直し、組織変更に際して増資 を行う場合に、基金の現物出資を可能とし、基金の償却は必要としない等の規定を設 ける。

(3) 保険会社の業務範囲の拡大

保険会社の付随業務として、他の金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行のうち、内閣府令で定めるものを行うことができる。

(4) その他

中間業務報告書の作成・提出の義務付け、生命保険募集人及び損害保険代理店の登録事項の見直し等を行う。

3 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令 で定める日から施行する。

# 証券取引法等の一部を改正する法律案(閣法第105号)

# 【要旨】

本法律案は、内外の金融情勢の変化に対応し、証券市場の構造改革を促進する必要性にかんがみ、有価証券の販売経路の拡充・多様化に資する証券仲介業制度を創設するとともに、証券会社等についてその信頼性の向上の観点から株主に関する制度の整備を行うほか、証券取引所等について国際競争力の強化と取引の流動性の向上を図る観点から持株会社制度及び外国の取引参加者が国内に支店を設けることなく取引所取引に参加できる制度の整備を行う等、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 証券取引法の一部改正
  - (1) 銀行等の金融機関以外の者は、内閣総理大臣の登録を受けて、証券仲介業(証券会社等の委託を受けて有価証券の売買の媒介等を行う業務)を営むことができる。また、証券仲介業者の登録、業務及び監督等について所要の規定を整備する。
  - (2) 協同組織金融機関による有価証券の売買等に係る書面取次ぎ(顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等を行うこと)を解禁する。
  - (3) 証券会社の主要株主(原則、総株主の議決権の100分の20以上を保有している者) は、議決権保有割合等を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 また、内閣総理大臣は、証券会社の主要株主が欠格事由に該当することとなったとき は、当該主要株主に対し主要株主でなくなるための措置等をとることを命ずることができる。
  - (4) 株式会社証券取引所の総株主の議決権の100分の50を超える議決権の取得を原則として禁止する等、証券取引所の株主に関する制度を整備する。
  - (5) 証券取引所を子会社とする証券取引所持株会社について、その設立等は内閣総理大臣の認可を受けなければならない。また、証券取引所持株会社の株主に関する制度について(4)と同様の規定を整備する。

- (6) 外国有価証券市場を開設する者は、内閣総理大臣の認可を受けて、その使用する電子情報処理組織と証券会社等の使用に係る入出力装置とを接続することにより、当該証券会社等に有価証券の売買等の取引を行わせることができる。
- 2 外国証券業者に関する法律の一部改正

外国証券業者(外国証券会社を除く。)は、内閣総理大臣の許可を受けて、取引所取引(国内の取引所有価証券市場における有価証券の売買等)を業として営むことができる。

- 3 投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正 投資信託委託業者の主要株主について、1(3)と同様の規定を整備する。
- 4 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正
  - (1) 認可投資顧問業者の主要株主について、1(3)と同様の規定を整備する。
  - (2) 資産管理及び運用サービスの円滑な提供を可能とするため、認可投資顧問業者が証券業又は信託業務を営む場合について、所要の規定を整備する。
- 5 金融先物取引法の一部改正

金融先物取引所の株主に関する制度及び外国金融先物取引所による国内への端末設置等について、証券取引法における規定と同様の規定を整備する。

6 施行期日

この法律は、一部を除き、平成16年4月1日から施行する。

# 公認会計士法の一部を改正する法律案(閣法第106号)

# 【要旨】

本法律案は、証券市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、公認会計士監査の充実及び強化を図るため、監査証明業務と非監査証明業務の同時提供及び公認会計士の継続的監査の制限等公認会計士及び監査法人の独立性の強化等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 公認会計士の使命及び職責の明確化

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、常に品位を保持し、知識及び技能の修 得に努め、公正かつ誠実に業務を行わなければならない旨の使命・職責規定を設ける。

- 2 公認会計士試験制度の見直し等
  - (1) 公認会計士試験を短答式試験と論文式試験による1段階2回の試験とする。
  - (2) 学校教育法に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令に定めるものを授与された者等に対して短答式試験の科目を一部免除する。
  - (3) 論文式試験において、科目合格制を採用し、受験した科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者については、当該科目の試験を合格発表の日から2年間免除する。
  - (4) 公認会計士試験に合格した者等であって、業務補助等の期間が2年以上であり、かっ、実務補習が修了し内閣総理大臣の確認を受けた者は、公認会計士となる資格を有する。
  - (5) 内閣総理大臣の認定を受けた実務補習団体等は、その受講者がすべての実務補習の

課程を終えたときは、遅滞なく当該実務補習の状況を書面で内閣総理大臣に報告する ものとし、内閣総理大臣は、報告に基づき、受講者について、実務補習の修了の確認 を行う。

- (6) 新試験制度の導入に伴い、会計士補の資格を廃止する。
- 3 公認会計士及び監査法人の被監査会社等からの独立性の強化
  - (1) 公認会計士が、大会社等から非監査証明業務により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等に対して監査証明業務を行うことを禁止する。
  - (2) 公認会計士が、7会計期間以内の政令で定める期間継続して同一の大会社等に対して監査関連業務を行った場合には、政令で定める会計期間、当該大会社等に対して監査関連業務を行うことを禁止する。
  - (3) 監査法人に関しても、(1)及び(2)と同様の大会社等に係る業務の制限の特例を設ける。
  - (4) 公認会計士は、会社等に対して監査証明業務を行った会計期間の翌会計期間終了までの間は、当該会社等の役員等に就いてはならない。
  - (5) 監査法人の関与社員に関しても、(4)と同様の就職の制限を設ける。
- 4 監査法人の社員の責任の限定等
  - (1) 特定の証明について、業務を担当する社員を指定する指定社員制度を導入し、指定された証明に関し被監査会社等に対して負担することとなった監査法人の債務をその監査法人の財産をもって完済することができないときは、指定社員のみが無限連帯責任を負う。
  - (2) 監査法人の設立、解散、合併及び定款変更の手続を認可制から届出制へ変更する。
- 5 公認会計士・監査審査会への改組
  - (1) 公認会計士審査会の名称を「公認会計士・監査審査会」に改める。同審査会は会長及び委員9名以内で組織され、会長を常勤とし、委員のうち1名を常勤とすることができる。また、同審査会に事務局を設置する。
  - (2) 公認会計士・監査審査会は、公認会計士等、監査法人及び日本公認会計士協会に対する検査の結果に基づき、これらの者の監査証明業務又は事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分等を内閣総理大臣に勧告できる。
- 6 公認会計士及び監査法人に対する監視監督機能の充実・強化
  - (1) 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査証明業務に関し、公認会計士、監査法人等に対し立入検査ができる。
  - (2) 日本公認会計士協会は、会員が行う監査証明業務の状況の調査を行うとともに、その調査の結果を定期的に、又は必要に応じて内閣総理大臣に報告する。
- 7 施行期日

この法律は、平成16年4月1日から施行する。ただし、2については、平成18年1月 1日から施行する。

# 保険業法の一部を改正する法律案(閣法第119号)

# 【要旨】

本法律案は、最近における保険業を取り巻く厳しい経済社会情勢の変化に対応し、保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、保険契約者等の保護の観点から、契約条件の変更を可能とする手続の整備等、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

# 1 契約条件の変更手続の整備

- (1) 保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社は、契約条件の変更の申出を行うことができる。その手続として、株主総会等の特別決議、変更対象契約者(契約条件の変更対象となる保険契約者)による異議申立て等の制度を整備する。なお、変更対象契約者総数のうち10分の1を超える者が異議を申し立て、かつ、当該異議申立て者の保険契約債権に相当する金額が、変更対象契約者の当該金額の総額の10分の1を超えるときは、契約条件の変更をしてはならない。
- (2) 契約条件の変更に当たっては、保険契約者等に対し、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件変更後の業務及び財産の状況の予測、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項等を示さなければならない。
- (3) 契約条件の変更は、契約条件の変更の基準日までに積み立ててきた責任準備金に対応する権利に影響を及ぼしてはならない。また、変更後の予定利率は、政令で定める水準を下回ってはならない。
- (4) 内閣総理大臣は、契約条件の変更の申出に対する承認を行い、当該保険会社に対し、 期限を付して保険契約の解約に係る業務の停止等の措置を命ずることができる。また、 必要に応じて保険調査人に契約条件の変更の内容等について調査させることができ る。内閣総理大臣は、当該保険会社において保険業の継続のために必要な措置が講じ られた場合であって、かつ、契約条件の変更が保険契約者等の保護の見地から適当で あると認められる場合でなければ、契約条件の変更の承認をしてはならない。
- 2 基金及び基金償却積立金の取扱いの見直し

基金に係る債務の免除を受けたときは、免除を受けた相当額を基金償却積立金として 積み立てなければならない。また、相互会社は、社員総会の特別決議により基金償却積 立金を取り崩すことができる。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成14年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税 の臨時特例に関する法律案(衆第1号)

#### 【要旨】

本法律案は、米の生産調整の推進に資するため、平成14年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容

は次のとおりである。

- 1 個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、 転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。
- 2 農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金等 については、交付を受けた後2年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に 充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

なお、本法律施行に伴う平成14年度における租税の減収見込額は、約6億円である。

# 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第28号)

# 【要旨】

本法律案は、銀行等をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、銀行等に株式等の保有の制限を 課する期限を延期するほか、売却時拠出金を廃止し、銀行等以外の会社からの株式の買取 りの価額の制限を緩和し、及び銀行等保有株式取得機構の存続期限を平成29年3月31日ま でとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 株式等の保有制限の実施の延期 銀行等の株式等の保有額を制限する規定の施行期日を、平成16年9月30日から平成18 年9月30日に改める。
- 2 売却時拠出金の制度の廃止 銀行等保有株式取得機構が銀行等から特別株式買取りを行う際に銀行等が納付する売 却時拠出金(株式売却額の8%)の制度を廃止する。
- 3 銀行等以外の会社からの株式の買取価額制限の緩和 銀行等以外の会社からの株式の買取価額の限度額を、特別株式買取りの価額の2分の 1から特別株式買取りの価額の同額まで緩和する。
- 4 銀行等保有株式取得機構の存続期限の延期 銀行等保有株式取得機構の存続期限を、機構の設立日(平成14年1月30日)後10年以 内で定款で定める日から平成29年3月31日に改める。
- 5 施行期日等
  - (1) この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日 から施行する。
  - (2) その他所要の規定を整備する。

# 貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(衆第41号)

#### 【要旨】

本法律案は、貸金業において無登録営業、異常な高金利による貸付け、悪質な取立て等の違法行為が多発し、その被害が深刻化している現状にかんがみ、貸金業の適正な運営を確保し、資金需要者の利益の保護を図るため、貸金業の登録要件の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 1 貸金業の登録要件の強化等

- (1) 過去における登録取消者等の登録拒否期間を5年(現行3年)に延長するほか、現 行の登録拒否事由に、暴力団員、不正又は不誠実な行為をするおそれのある者及び一 定の財産的基礎を有しない者等を追加する。
- (2) 登録時の本人確認等を強化するため、登録申請書の添付書類として、運転免許証、旅券等の写し及び営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写しを追加する。
- 2 取立て、広告等に関する規制の強化
  - (1) 貸金業者以外の者 (無登録業者) には、貸金業を営む旨の表示、貸金業を営む目的 での広告又は勧誘を禁止するとともに、白紙委任状の取得の制限、取立て行為の規制 等に関する規定を適用する。
  - (2) 無登録業者を含む貸金業を営む者等の取立てに当たっての禁止行為について、正当な理由がなく、勤務先等に電話をかけ又は訪問すること、債務者以外の者に対し債務を弁済することをみだりに要求すること等、具体的な行為類型を挙げて明確化する。
  - (3) 貸金業者は、貸付条件について広告等をするときは、貸付利率等を表示しなければならず、また、勧誘するときは、貸付条件について、著しく事実に相違する表示等をしてはならない。
  - (4) 貸金業者が、暴力団員をその業務に従事させたり、暴力団員に債権譲渡等をすることを禁止する。
  - (5) 取立て、広告等に関する禁止行為について、所要の罰則を設ける。
- 3 貸金業務取扱主任者の制度の創設
  - (1) 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、貸金業者の欠格事由に該当しない者から貸金業務取扱主任者を選任し、その者に、貸金業の業務に従事する使用人等に対し、業務を適正に実施するために必要な助言等を行わせなければならない。
  - (2) 貸金業務取扱主任者は、都道府県知事が行う研修を受けなければならない。
- 4 一定以上の違法な高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効 貸金業を営む者が業として行う金銭消費貸借契約において、年109.5%を超える割合 による利息の契約をしたときは、当該契約は、無効とする(利息の返済を要しない)。
- 5 罰則の強化

出資法違反の高金利の契約等及び貸金業規制法違反の無登録営業等に対する法定刑を5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金(現行3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)に引き上げる。また、法人についての罰金を高金利の契約等に関しては3,000万円以下、無登録営業等に関しては1億円以下にそれぞれ引き上げる(現行いずれも300万円以下の罰金)。

#### 6 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、4、5等については、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。
- (2) 政府は、違法な貸金業を営む者に対する警察の取締りの強化等資金需要者の保護の ために必要な措置について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講 じる。また、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方及び出資法第5条第2項につ

いては、この法律の施行後3年を目途として、検討を加え、必要な見直しを行う。

(3) 複数の都道府県にまたがる貸金業者の登録免許税を15万円(現行9万円)に改める。

# 【附带決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 ヤミ金融の撲滅を実現していくため、国及び都道府県の関係当局において、体制及び 連携を強化・充実して関係法令に基づく徹底した取締りを行い、厳正かつ的確な法令の 適用を期すること。また、関係機関及び民間団体において、被害者のための相談体制を 整備・拡充し、相互の連携を一層強化することができるよう努めること。
- 一 今後、貸金業に関する制度のあり方について、実態に即したより的確な規制体系の構築及び適切な金利規制のあり方につき検討すること。右決議する。

# 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案(第154回国会衆第45号) 【要旨】

本法律案は、酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多数の酒類小売業者の経営の維持が困難となる等の急激な社会経済状況の変化が生じている現状にかんがみ、規制緩和の円滑な推進に資するため、緊急の措置として、緊急調整地域における酒類小売業免許の付与を制限するとともに、酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 緊急調整地域における酒類小売業免許の付与の制限等
- (1) 税務署長は、次の要件に該当する地域を、市町村の区域を超えない範囲で、緊急調整地域として指定することができる。なお、その指定の有効期間は1年とする。
  - ① 当該地域において酒類の需要に対してその供給能力が著しく過剰であり、当該地域に存する酒類小売販売場(酒類小売業者が免許を受けて酒類販売業を営む場所)のうち、酒類の販売業の継続が困難な酒類小売販売場が占める割合が著しく高いこと
  - ② 当該地域に存する酒類小売販売場の過半数について、所定の経営の改善のための計画が酒類小売業者から税務署長に提出されていること
- (2) 税務署長は、緊急調整地域においては、酒類小売業免許の新たな付与及び他の地域 からの酒類小売販売場の移転の許可を行ってはならない。
  - (3) 税務署長は、緊急調整地域を指定し、又はその指定を解除する場合には、市町村長の意見を聴かなければならない。また、必要と認めるときは、酒類小売業者に対し必要な報告を求めること等ができる。
  - (4) 国は、酒類小売業者による経営の改善のための計画の実施及び酒類小売業者の転廃業の円滑化に資するため、必要な措置を講ずる。
- 2 公正取引委員会への措置請求等
  - (1) 国税局長又は税務署長は、酒類販売業者の取引に関し、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置を求めることができる。
  - (2) 酒類製造業者及び酒類卸売業者は、販売数量に応じた金銭の供与等の取引条件につ

いて基準を定めるとともに、これを取引関係のある酒類販売業者等に対し提示するよう努めなければならない。

## 3 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成17年8月31日限り、その効力を失う。
- (2) 政府は、この法律の施行の状況、酒類の特性、青少年の健全な育成の重要性等を勘案し、酒類の販売業免許の制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

#### 【附带決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 緊急調整地域の指定要件については、当該地域における酒類の小売販売数量や小売販売場数の推移等の需給動向及び酒類小売販売業に係る経営状況等を適正に反映するものとなるよう十分に配意するとともに、透明性・公平性が確保されるよう適切な運用を図ること。
- 一 酒類小売販売業者の経営の改善については、酒類小売販売業者において自主的な経営 の改善のための取組みが円滑に行われるよう、積極的な助言・啓発に努めること。

また、経営の改善のための計画の実施及び転廃業の円滑化に関し、酒類小売業者の自 主的な取組みを促進していくため、適切な支援のための措置をとること。 右決議する。

# (4) 付託議案審議表

· 内閣提出法律案(9件)

※は予算関係法律案

		,									
番号	件 名 	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院				
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決		
<b>*</b>	平成15年度における公債の発行の特例に関す る法律案	衆	15. 1. 24	15. 3. 14	15. 3.26 可決	15. 3.28 可決	15. 2.14 財務金融	15. 3. 3 可決	15. 3. 4 · 可決		
			○15.3.14 参本会議趣旨説明 ○15.2.14 衆本会議趣旨説明								
<b>*</b>	所得税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 4	3. 14	3.26 可決 附帯	3.28 可決	2.14 財務金融	3. 3 可決 附帯	3. 4 可決		
			○15.3.14 参本会議趣旨説明 ○15.2.14 衆本会議趣旨説明								
** 22	関税定率法等の一部を改正する法律案	衆	2. 7	3. 25	3.27 可決 附帯	3.28 可決	3.18 財務金融	3.18 可決 附帯	3. 20 可決		
** 23	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法 律の一部を改正する法律案	衆	2. 7	3. 25	3.27 可決	3.28 可決	3.18 財務金融	3.18 可決	3. 20 可決		

₩-	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			
番号				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
76	酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関 する法律の一部を改正する法律案	衆	15. 3. 7	15. 4. 16	15. 4.22 可決	15. 4.23 可決	15. 3.27 財務金融	15. 4. 2 可決	15. 4. 3 可決	
104	保険業法の一部を改正する法律案	衆	3, 14	<b>4.</b> 18	4. 24 可決	4.25 可決	4. 1 財務金融	4, 15 可決	4. 15 可決	
			○15.4.18 参本会議趣旨説明 ○15.4.1 衆本会議趣旨説明							
105	証券取引法等の一部を改正する法律案	衆	3. 14	5. 14	5. 22 可決	5. 23 可決	5. 6 財務金融	5. 9 可決	5. 13 可決	
106	公認会計士法の一部を改正する法律案	衆	3. 14	5. 22	5. 29 可決	5.30 可決	5. 15 財務金融	5.16 可決 附帯	5. 22 可決	
119	保険業法の一部を改正する法律案	衆	5. 23	6. 13	7.17 可決	7. 18 可決	5.30 財務金融	6.10 可決	6.12 可決	
			○15.6.13 参本会議趣旨説明 ○15.5.30 衆本会議趣旨説明							

# (注) 附帯 附帯決議

# ・衆議院議員提出法律案 (4件)

<b>*</b>		提出者	予備	本院への提出	参議 院			衆 議 院		
番号	件 名	(提出月日)	送付		委員会 付託	委員会 議 決	本会議議決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議決
1	平成14年度の水田農業経営確立助成補 助金等についての所得税及び法人税の 臨時特例に関する法律案	財務金融委員長 小坂 憲次君 (15. 2. 4)	15. 2. 5	15. 2. 7	15. 2. 12	15. 2.13 可決	15. 2.14 可決			15. 2. 7 可決
28	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案	熊代 昭彦君 外3名 (15.5.30)	6. 2	7. 10	7. 16	7. 24 可決	7. 25 可決		7. 4 可決	7.10 可決
41	貸金業の規制等に関する法律及び出資 の受入れ、預り金及び金利等の取締り に関する法律の一部を改正する法律案	財務金融委員長 小坂 憲次君 (15. 7.16)	7. 17	7. 17	7.17 (子 <b>/</b> 備)	7. 24 可決	7.25 可決			7.17 可決
154 回 45	酒類小売業者の経営の改善等に関する 緊急措置法案	谷津 義男君 外 7名 (14. 7.19)		4. 3	4. 16	4. 22 可決 附帯	4. 23 可決	1.20 財務金融	4. 2 修正 附帯	4.3 修正

<sup>(</sup>注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議